

大阪総合会計ニュース

第19号

2026年8月1日

経営理念

- 一、事務所は、中小企業経営の健全な発展と多面的な要求の実現をめざします。
- 一、事務所は、納税者の権利擁護と、税制・税務行政の民主化の運動をすすめます。
- 一、事務所は、所員が学問の成果に学び専門的知識を身につけることをめざします。
- 一、事務所は、所員が、文化的で豊かな生活を営む拠点となることをめざします。
- 一、事務所は、以上の課題を実現するため多くの人々との協力をひろげます。

発行 大阪総合会計事務所

大阪市中央区高麗橋2丁目2番7号 東栄ビル3階
TEL 06(6202)9251 sougoukaikai@z-osk.jp

発行人 竹内 克謹



北浜の歴史シリーズ

第19回

なにわばし

難波橋

北浜から西天満に、大川を越えて架かる堺筋の橋です。歴史は古く、奈良時代にさかのぼると言われています。現在の橋は、1915年(大正4年)に完成。1975年に大阪市が大改修を行いました。橋の北側と南側に写真のようにライオン像が各2体、合計4体配置されており、「ライオン橋」とも呼ばれています。江戸時代は大きな反り橋で、周りの景色がよく見えることから、人気の観光スポットだったそうです。(写真・文/西岡 英利)

食料品の消費税1%への減税で 国民生活は救えるか？

所長 竹内 克謹
よしなり

今年2月に行われた衆議院選挙、高市首相が公約に掲げた「2年間に限った食料品の消費税率ゼロ」をめぐる「社会保障国民会議」で検討されています。国民会議での議論の方向性は、①来年4月から2年間、飲食料品の消費税率を1%に引き下げる、②「中低所得の現役労働者に手厚く対応する」観点から、消費税率1%相当分の範囲内で、「所得に連動したきめ細かな給付」を行い、これによって、飲食料品の消費税の「実質ゼロ化を実現する」としています。また「給付付き税額控除」については、中低所得の現役労働者の手取りを増やすことや、就労促進を図ることを目的とし、「所得に連動したきめ細かな給付」を行う新たな制度を、早期に導入することが望ましいとして、2029年度に本格導入するとしています。

長引く物価高騰の中で生活が苦しくなっている国民の切実な願いが、消費税の減税に背を向けてきた高市首相も耳を傾けざるを得なくなつた結果と言えるでしょう。

ところで、消費税の減税で本当に物価は下がるのでしょうか。例を挙げると、現行は本体価格1,000円の食料品に8%の消費税を加え1,080円で販売されていますが、税率1%になれば販売価格は1,010円となるはずですが、ところが販売者が物価高による仕入価格の高騰を加味して本体価格を1,070円と設定したとすれば、これに消費税1%分の10円が上乗せされ、消費者はこれまでと同額の1,080円で購入しなければなりません。税率が引き下げられれば消費税を直接納税する飲食料品を扱う事業者は多少は減税の恩恵を受けるでしょうが、消費者にとっては減税の効果を実感することはできません。これは消費税が価格の一部であって、税率が下がったからといって事業者は販売価格を下げる義務はないという消費税の本質的性格によるものです。

高市首相は、6月の衆院予算委員会ですら「消費税減税はあくまで給付付き税額控除導入までの『つなぎ』」と述べ、「2年間の減税終了後は、現行の8%の税率に戻すことを想定している」と答弁しました。消費税の減税による物価の引き下げが実現できなければ、2年後には増税による物価高で消費者は塗炭の苦しみを味わうことにもなりかねません。減税が実施されても販売価格がどうなるのかを注視する必要があります。

令和8年度 税制改正特集

今年の改正は昨年に引き続き、選挙の結果を受けて、与野党協議の末に決まったものです。所得税の改正に見られるように政治的な駆け引きで生まれた制度で非常に複雑なものになっています。特に顧問先の皆様に関係するものに限定して紹介します。

法人税の改正

陳陽

令和8年度（同年4月1日以降開始事業年度）から実施される法人税法等の改正のうち、日常の実務に係る深い項目について整理します。

令和8年度改正

1（令和8年4月1日以降開始事業年度）

① 中小企業者等の少額減価償却資産の特例

少額減価償却資産の特例とは、中小企業者等が一定金額未満の減価償却資産を取得した場合、その取得価額の全額を即時償却できる制度です。今回の改正により、従来30万円以上で通常償却となっていた資産も、40万円未満であれば取得年度に一括損金算入できるようになり、節税効果や経理事務の簡素化が期待されます。年間限度額300万円は従来どおりですが、除外法人の従業員数基準は「500人超」から「400人超」に変更され、取得期間も令和11年3月31日まで延長されました。

これに伴い、中小企業投資促進税制の特別償却・税額控除の対象資産についても、測定工具・検査工具などの取得価額基準が30万円以上から40

万円以上へ引き上げられ、中小企業経営強化税制の即時償却・税額控除の基準も同様に40万円以上へ変更されています。

② 賃上げ促進税制

大企業向けの税額控除は令和8年3月31日で廃止され、中小企業向けの教育訓練費上乗せ措置も廃止されました。

③ 試験研究費の特別控除

一般試験研究費の控除算式が改正され、中小企業者等については税額控除限度超過額の3年間繰越が可能となり、研究開発投資の継続性を支援する仕組みが整備されています。

令和7年以前の改正で

2 令和8年4月1日以降適用

防衛特別法人税が導入され、法人税額（所得税額控除前）に4%を乗じて計算します。年間500万円の基礎控除があるため、法人税額が500万円以内であれば税負担は生じませんが、防衛特別法人税額がゼロでも申告は必要となる点に注意が必要です。

令和8年度改正で

3 令和9年4月1日以降適用

試験研究費の税額控除における控除率の算式が改正され、研究開発税制の見直しが続いています。

相続税・贈与税の改正

吉田 堅祐

1 相続税計算における生前贈与加算の改正

相続税の計算では、相続又は遺贈により財産を取得した者が、相続開始前3年以内に被相続人から受けた贈与財産は相続財産に加算されます。令和6年1月1日以後の贈与からは、この加算対象期間が相続開始前7年以内へ延長されました。延長された4年間の贈与については、その

合計額から100万円を控除した残額を加算します（直前3年間の贈与には100万円控除は適用されません）（図1）。

なお、この改正には経過措置があり、令和8年12月31日までに開始する相続は従来どおり3年間の対象で、その後段階的に延長され、令和13年1月1日以後開始の相続から7年間へ完全移行します（表1）。

2 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の終了

直系尊属から30歳未満の子や孫への教育資金の一括贈与について、

1,500万円まで贈与税を非課税とする制度は、令和8年3月31日までに締結した教育資金管理契約をもって終了しました。同年4月1日以降は新たな利用はできませんが、期限までに契約したものは引き続き制度の適用を受けます。

3 医業継続に係る納税猶予制度の特例延長

持分の定めのない医療法人への移行を促進するための相続税・贈与税の納税猶予制度の特例措置は、適用期限が令和8年12月31日から令和11年12月31日まで3年間延長されました。

4 相続等の直前に取得した貸付用不動産の評価方法の見直し

相続開始前又は贈与前5年以内に取得・新築した一定の貸付用不動産は、取得価額等を基礎として算定した価額で評価することとされました。市場価格と相続税評価額の乖離を利用した節税への対応が見直しの背景です。適用は令和9年1月1日以後の相続・贈与からで、一定の要件を満たす場合には従来の評価方法を適用できる経過措置も設けられています。

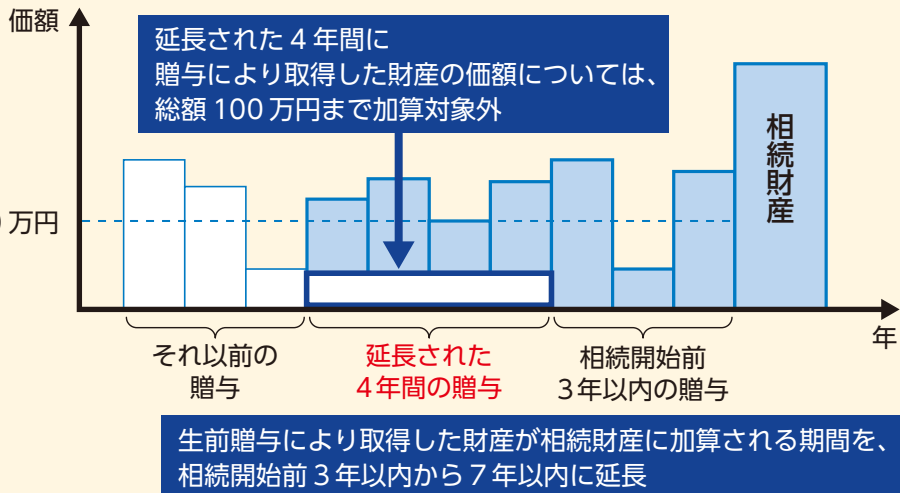


表1 生前贈与加算対象期間の改正の経過措置

贈与の時期		加算対象期間
～令和5年12月31日		相続開始前3年間
令和6年1月1日～	贈与者の相続開始日	
	令和6年1月1日～令和8年12月31日	相続開始前3年間
	令和9年1月1日～令和12年12月31日	令和6年1月1日～相続開始日
	令和13年1月1日～	相続開始前7年間

03

所得税の改正

近藤 裕子

1 給与所得控除額
(令和8年12月1日施行)

物価上昇局面における税負担の調整を目的として、給与所得控除額が一部表2のとおり引き上げられます(変更点は青字)。この改正により、所得税の非課税ラインである所謂「160万円の壁」は「178万円の壁」と18万円引き上げられます。

2 基礎控除額
(令和8年12月1日施行)

給与所得控除額と同じ理由から、基礎控除額が表3のとおり一部引き

3 住宅借入金等特別控除

また、1及び2の改正に伴い、各種所得控除等の適用要件が引き上げられるため、こちらも注意が必要です。

上げられます(変更点は青字)。なお、住民税の基礎控除額の変更はなく43万円のままであるので、注意が必要です。

(1) 令和7年12月31日居住開始分までとされていた適用期限が5年延長され、令和12年12月31日居住開始分までとされました。

併せて住宅借入金等の借入限度額が表4のとおり変更され、さらに中古の認定住宅等の控除期間が3年延長

されています(変更点は青字)。(2) 小規模な住宅についての適用範囲が拡大され、居住用家屋については、床面積の要件が50㎡以上から40㎡以上と緩和されました。

ただし、合計所得金額が1,000万円超である場合又は特例対象個人の上乗せ措置を利用する場合は、従来どおり50㎡以上であるかどうかで判定するため、注意が必要です。

04

消費税の改正

西岡 英利

その他、マイカー通勤に係る通勤手当の非課税限度額の引き上げなどが改正されています。

次の2点が改正になります。

(1) インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置(いわゆる2割特例)は見直され、今度は3割特例となります。

零細事業者を苦しめるインボイス制度ですが、廃止はかなわず、経過措置で何とか批判をかわそうとしています。ただし、個人事業者のみの制度です(表5)。

(2) 免税事業者からの課税仕入れにかかる税額控除に関する経過措置(いわゆる8割控除)が見直され、適用期限を2年延長したうえで、表6の期間について段階的に控除率が縮減されることになりました。

また、この経過措置による仕入れ税額控除の年間適用上限額を、一つの免税事業者につき10億円としていましたが、令和8年10月1日より1億円に引き下げられました。1億円を超えると、その超える部分については、対象外となります。



表2 令和8年度改正下での令和8年分・令和9年分の給与所得控除額

収入金額		給与と所得控除額	
		改正前	改正後
190万円以下		65万円(最低保障額)	74万円(最低保障額)
190万円超	220万円以下		
220万円超	360万円以下	収入金額×30%+8万円	
360万円超	660万円以下	収入金額×20%+44万円	
660万円超	850万円以下	収入金額×10%+110万円	
850万円超		195万円	

表3 令和8年度改正下での令和8年分・令和9年分の基礎控除額

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
132万円以下	95万円	104万円
132万円超 336万円以下	88万円	
336万円超 489万円以下	68万円	
489万円超 655万円以下	63万円	67万円
655万円超 2,350万円以下	58万円	62万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	0円(基礎控除適用なし)	

表4 令和8年度改正下での住宅借入金等特別控除

表4 令和8年度改正下での 住宅借入金等特別控除		借入限度額		控除期間	
		改正前	改正後	改正前	改正後
省エネ基準 適合住宅	認定住宅	4,500万円(5,000万円)		13年	
	ZEH水準省エネ住宅	3,500万円(4,500万円)			
	省エネ基準適合住宅	3,000万円(4,000万円)	2,000万円(3,000万円)		
中古の認定住宅等 (買取再販 認定住宅を除く)	認定住宅	3,000万円(3,000万円)	3,500万円(4,500万円)	10年	13年
	ZEH水準省エネ住宅				
	省エネ基準適合住宅		2,000万円(3,000万円)		
その他の住宅	新築	適用なし			
	既存	2,000万円		10年	

※()内の数字は特例対象個人に適用される限度額です。
(特例対象個人:本人もしくは配偶者のいずれかが年齢40歳未満である方又は年齢19歳未満の扶養親族を有する方)

表5 インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置の見直し(3割特例)

項目	改正内容
対象者	インボイス制度に登録した個人事業者のみ(法人はダメ)
対象期間	令和9年と令和10年に含まれる各課税期間で、 ①免税事業者がインボイス発行事業者となったことで免税点を適用できなくなった課税期間 ②課税事業者選択届出書を提出したことにより免税点を適用できなくなった課税期間 (基準期間の課税売上高が1,000万円を超えて課税事業者となった課税期間は除きます)
納付税額	その課税標準額に対する消費税額の3割とする(3割特例)
手続	確定申告書に適用を受ける旨を付記する

表6 免税事業者からの課税仕入れにかかる税額控除に関する経過措置の見直し

改正前	期間	免税事業者からの課税仕入れの取扱い
	令和8年10月1日 ～令和11年9月30日	「課税仕入れ等の税額×50%」を仕入控除税額の計算に入れる
改正後	期間	免税事業者からの課税仕入れの取扱い
	令和8年10月1日 ～令和10年9月30日	「課税仕入れ等の税額×70%」を仕入控除税額の計算に入れる
	令和10年10月1日 ～令和12年9月30日	「課税仕入れ等の税額×50%」を仕入控除税額の計算に入れる
	令和12年10月1日 ～令和13年9月30日	「課税仕入れ等の税額×30%」を仕入控除税額の計算に入れる